

平成17年度第1回岐阜県内水面漁場管理委員会議事録

1. 開催日時 平成17年 6月14日(火)
13時30分～15時30分

2. 開催場所 水産会館2F 中会議室

3. 委員の定数 13名
出席委員 10名
太田 嘉俊 桂川 忠之 桂川 善彦
萩永 茂生
安藤 幸道 渡辺 澄子
川合 千代子 桑田 宜典 駒田 格知
西牧 眞規子
欠席委員 3名
吉澤 喜 和田 有一 寺嶋 昌代

議第1号 岐阜県内水面漁場管理委員会の書記の任免について
議第2号 遊漁規則の一部変更について
議第3号 岐阜県漁業調整規則の一部改正について
協議事項第1号 コイ、フナの増殖指示数量の取扱について

4. 議事の経過

【あいさつ】

会 長 只今から、平成17年度第1回の内水面漁場管理委員会を開会します。
本日は、委員の皆様には大変お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。
会議に先立ちまして、馬瀬川下流漁業協同組合の田口委員が退任され、後任に桂川善彦委員が就任されましたので紹介させていただきます。
桂川委員は、平成10年から平成15年3月まで益田川漁業協同組合の萩原支部長、平成16年3月、代表理事組合長に就任されております。
桂川委員からごあいさつを頂きます。
桂川委員 3月31日まで2年間漁連の監事を務めさせてさしていただき、つづいて理事を務めさせていただいておりますので宜しくお願いします。
会 長 ありがとうございます。

【開会宣言】

会 長 では、本日の議題は、事務局職員の任免ほか3件でありますのでよろしく
会 長 お願いします。

事務局 (川島) 本日の出席委員数の確認を事務局から報告願います。
本委員会委員定数13名中9名の出席であり、岐阜県内水面漁場管理委員会事務規程第6条で定める「過半数の出席」を満たしていることをご報告
会 長 します。(萩永委員 議題2号から出席)

会 長 本日の議事録署名者に、太田委員、駒田委員をお願いしたいと思います
ので宜しくお願いします。

事務局 (後藤) それでは、議第1号「岐阜県内水面漁場管理委員会の書記の任免について」
を議題とします。事務局に説明を求めます。

事務局 (後藤) 資料の1ページをご覧ください。平成17年4月1日の県の人事異動によ
る岩田の転入、高田の転出による事務局書記の任免です。

会 長 本年度の事務局員は、資料の下表のとおりになります。

会 長 ただいま事務局から説明がありましたが、県の人事異動に伴い、本委員会
の書記の任免を行うものであります。何か質疑はございませんか。

委員会 員 長 【「異議なし」の発言あり】

委員会 員 長 ご質問もないようですので、只今から採決を行います。
お諮りいたします。議第1号「岐阜県内水面漁場管理委員会の書記の任免に
ついて」は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員会 員 長 【「異議なし」の発言あり】

委員会 員 長 ご異議がないようですので議第1号については原案のとおり決定します。
次に、議第2号「遊漁規則の一部変更について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

漁業法第129条第4項の規定により、第5種共同漁業権の遊漁規則の変更について、知事より諮問があったものです。

対象は、揖斐川中部漁協、郡上漁協、津保川漁協、板取川上流漁協、恵那漁協、飛騨川漁協、益田川漁協、馬瀬川下流漁協、益田川上流漁協、和良川漁協、土岐川漁協の単独漁場、及び飛騨川・益田川・馬瀬川下流の共有漁場に係る規則変更となります。

先ず、内共第8号 揖斐川中部漁協からの変更申請です。6ページをご覧ください。現在、遊漁料及び現場加算料の減免対象について、小学生以下を無料としていますが、子供達に少しでも気軽に川に親しむ機会を与え、将来の遊漁者増大を図るため、対象年齢を中学生まで拡大するものです。

なお、施行は、遊漁者への配慮から平成18年1月1日からとなります。

次に、内共第16号郡上漁協からの変更申請です。7ページをご覧ください。変更対象となるのは、長良川支川の粥川における禁止区域について、アマゴ等生息魚種の繁殖保護を助長し、生息魚の繁殖保護を助長するため、従来の規制を拡大しようとするものです。

別添補足資料の1ページをご覧ください。皆様もご存じからかもしれませんが、粥川に生息するウナギは、大正13年より国の天然記念物に指定されています。資料上部に粥川における現行禁止区域と変更予定の禁止区域が色分けで示してあります。まず、現行のウナギ禁止区域は緑色で粥川全域に、アユを除く全魚種の禁止区域を赤色で矢納ヶ滝から上流に示してあります。変更案では、「アユを除く全魚種」を「アユを含めた全魚種」に改め、禁止区域の下流端を矢納ヶ滝から下流の平僧橋上堰堤までに延長します。この新しい区域は、青色で示してあります。

さらに、これまでウナギについては、矢納ヶ滝から上流域では、禁止区域が重複していましたので、これを改め、紫色で示したとおり、平僧橋上堰堤から下流についてのみウナギの禁止区域としますが、従来どおり、ウナギは粥川全域で捕獲禁止のままです。

続きまして、内共第18号津保川漁協からの変更申請です。資料8ページをご覧ください。

遊漁料金及び現場加算料について、消費税相当額を上乗せする値上げについてです。当組合は、平成16年4月1日の消費税法改正により、課税売上高の上限が3,000万円から1,000万円に引き下げられ、当該組合は新たに課税事業者となりました。消費税法改正による遊漁料金への上乗せについては、県が、平成16年2月10日付けで新たに課税事業者となる組合については、消費税相当分の値上げを認める方針を各漁協へ通知しております。基本的に遊漁料は消費税を含めて算定して頂いているものと理解しておりますが、今回の消費税法改正により、新たに課税組合となった10組合のうち、馬瀬川下流漁協、西濃水産漁協については、昨年度、認可しております。

今回、変更申請のあった津保川漁協については、今年2月の本委員会では報告したとおり、法律改正の時期に間に合いませんでしたが、今年3月の総代会で議決され、本委員会に諮問されたものです。値上げの理由については、遊漁者数の減少等による組合経営の悪化が理由であり、消費税相当分の値上げを行うものです。また、値上げの開始時期は、遊漁者への配慮から、平成18年1月1日から施行予定です。なお、その他の新たに課税組合となった7組合については、これまでの遊漁料金に消費税分を含めた形とし、値上げしない方針と聞いております。

次に、内共第20号板取川上流漁協からの変更申請です。資料9ページをご覧ください。変更内容は、「旧板取村板取」の板取川に設定された特定釣り漁場の区域名について、現在の行政区域名である「関市板取杉島」に改めるものです。

次に、内共第26から29号恵那漁協からの変更申請です。資料10ページをご覧ください。変更対象となるのは、中津川市内を流れる中津川に設定された釣り専用区の区域変更と同じく中津川市内を流れる四ツ目川全域を対象とした釣り専用区の新設、そして、旧坂下町を流れる川上川に設定された釣り専用区の区域変更の3点となります。別添補足資料の2ページをご覧ください。

先ず、中津川の釣り専用区についてですが、当該釣り専用区は、遊漁者の利用が多く、さらに、区域の拡大を求める要望も多いことから、現行の基点である中津川橋から下流の新中津川橋下堰堤まで基点を変更することにより、既設の専用区を約1km延長し、遊漁者の増大を図るものです。

次に3ページ、四ッ目川の位置図をご覧ください。新規に設定する場所は、中津川の合流点から上流全域となります。四ッ目川は、全長5 km程度の小河川ですが、親水施設が整備され、地元や遊漁者から、釣り専用区の設置を望む要望が多いため、新規に専用区を設け、遊漁者増大を図るものです。

次に4ページ、川上川の位置図をご覧ください。現在の専用区は、図の中央にある弁天橋から上流、図の上側の島橋までとなっています。

しかし、漁場環境の変化によって、現行区域よりも下流に、釣りのしやすい漁場が出来ており、遊漁者が増加しています。さらに、遊漁者からの要望も多いため、現在の島橋から上流ではなく、下流の、図の下にある西方寺堰堤までに変更し、遊漁者増大を図るものです。

なお、この変更によって、現行区域より約600 mの距離拡大となります。

次に、内共第30号飛騨川漁協からの変更申請です。資料11ページをご覧ください。

変更内容は、白川に設定されている禁止区域の表示について、市町村合併による行政区域の変更に合わせるため、「加子母村二渡」を、現在の「中津川市加子母」に改めるものです。

なお、住所表記の変更により、字名である「二渡」が省略されたため、括弧内に「二渡地内」と入れることで、区域を補足しています。

また、後に説明いたします益田川上流漁協の禁止区域の住所表示についても、同様の理由で補足を加えた区域が1箇所ございますので、併せてご説明させていただきます。

次に、内共第31号益田川、飛騨川、馬瀬川下流漁協の共有漁場についての変更申請です。資料12ページをご覧ください。

変更内容は、飛騨川に設置されている禁止区域の表示について、市町村合併による行政区域の変更に合わせるため、「金山町」を、現在の「下呂市金山町」に改めるものです。

次に、内共第32号益田川漁協からの変更申請です。資料13ページをご覧ください。

変更内容は、禁止区域並びに特定釣り漁場の区域表示について、市町村合併による行政区域の変更に合わせるため、表中のとおり、「萩原町」を「下呂市萩原町」に、「下呂町」を「下呂市」に、「小坂町」を「下呂市小坂町」に改めるものです。

次に、内共第33号 益田川上流漁協からの変更申請です。資料16ページをご覧ください。

変更内容は、禁止区域の区域表示について、市町村合併による行政区域の変更に合わせるため、表中のとおり、「久々野町」を「高山市久々野町」に、「朝日村」を「高山市朝日町」に、「高根村」を「高山市高根町」に、「萩原町」を「下呂市萩原町」に改めるものです。

なお、字名以下については、先ほど、飛騨川漁協の変更のところで、説明させていただきましたので、省かせて頂きますが、現行の住所表示に従っていることを確認しております。

次に、内共第36号 和良川漁協からの変更申請です。資料19ページをご覧ください。変更内容は、禁止区域の区域表示について、市町村合併による行政区域の変更に合わせるため、表中のとおり、「和良村」を「郡上市和良町」に改めるものです。

なお、字名以下については、現行の住所表示に従っていることを確認しております。

最後に、内共第37号土岐川漁協からの変更申請です。資料21ページをご覧ください。変更内容は、瑞浪市内を流れる小里川に設定された3箇所の釣り専用区の廃止と、土岐川に設定された4箇所の釣り専用区のうち、2箇所を廃し、残り2箇所の専用区の期間を短縮しようとするものです。

釣り専用区廃止の理由は、漁場環境の悪化が進み、近年、利用する遊漁者が減少したためです。別添補足資料の5、6ページをご覧ください。各廃止予定の専用区の現状と個々の廃止理由が記載されています。

県では、釣り専用区について、長期的に同一地域で設定する場合には、行使規則や遊漁規則で規定するように指導しています。しかし、漁協によって、1年から数年単位で専用区を移動させているような場合には、漁協の内部規定で規定し、県の認可が必要な行使規則、遊漁規則では規定していないところもあります。

会 長
桂川(♯)委員

会 長

委 員
会 長

事 務 局
(後藤)

川 合 委 員

桂川(♯)委員

事 務 局
(白田)

会 長

事 務 局
(後藤)

土岐川漁協では、これら釣り専用区を 10 年以上に渡り設定してきましたが、個々の専用区の利用状況を鑑み、今回、全面的に変更することとしたものです。また、期間を短縮する土岐川の 2 箇所専用区については、現在、周年となっていますが、10 月以降の遊漁者の利用実態が殆ど無いことから、漁場利用の実態に合わせ、期間を 1 月 1 日から 9 月 30 日までに変更するものです。

なお、施行予定日は、遊漁者への配慮から、平成 18 年 1 月 1 日からとなっています。

以上の変更申請についてご審議をお願いいたします。

只今、事務局から説明がありましたが、何かご質問などございませんか。

私どもの釣り専用区は網禁止を念頭において釣り専用区の拡大をしています。四つ目川は町の中の小さい川で、子ども用の釣り教育の場として、活用しております。勉強の場ともなっていますので宜しくお願いします。

ご質疑も尽きたようですので、只今から採決を行います。

お諮りします。議第 2 号「遊漁規則の一部改正について」は、原案のとおりで異議ありませんか。

【「異議なし」の発言あり】

ご異議がないようですので議第 2 号については原案のとおり決定します。

では、事務局、答申文案を朗読してください。

遊漁規則の一部変更について（答申）

平成 17 年 6 月 1 日付け水産第 88 号で諮問のありました標記については、異議ありません。

子どもの釣り教育の場というのは素敵だと思います。前回、女性の遊漁料は半額になったという話がありましたが、どこで練習したらいいのかまだとりつきにくい状況ですので、釣り教室のような場が増えてくるといいと思います。

女性は増えてまいりましたが、若い女性があまりおいでにならないので、来ていただければと思っています。

今年度は、子ども、女性などの初心者を対象に、河川環境、魚の講習会をしながら自然の大切さを学んでいただき、釣りも体験する補助事業を創設しまして、各漁協に照会しましたところ、従前からそういったことを実施している漁協からも応募もあり取り組んでいくところです。

次に、議第 3 号「岐阜県漁業調整規則の一部改正について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

漁業法第 65 条第 7 項の規定により、岐阜県漁業調整規則の一部変更について、知事より諮問があったものです。

資料 25 ページの新旧対照表をご覧下さい。第 30 条のう飼漁法の行使区域について説明いたします。改正箇所は、表記方法の変更です。この中で、現在、「武芸川」と表記されていますが、この河川名は、地方名称であり、他の条文と同様に、現在、広く一般に周知されている一級河川名「武儀川」に変更するものです。

さらに、市町村合併に伴う行政区域の変更により、う飼漁法の行使区域を現行の表記である「武儀郡武芸川町」を「関市武芸川町」に改めるものです。

次に、第 31 条（禁止区域）についての改正箇所についてご説明いたします。改正内容としましては、旧美並村地先の長良川に設定された禁止区域の 1 箇所の廃止、及び市町村合併に伴う行政区域の変更等により、3 箇所の禁止区域を現行の表記に改めるものです。

まず、廃止を予定している禁止区域について、ご説明いたします。設定の状況を示す位置図が、別添補足資料 7 ページにございますので、ご覧下さい。

当該地域に設定された禁止区域は、延長約 700 m の区域であり、河川状況は、流れの速い、水深のある岩盤のトロ場です。なお、河川横断構造物等はありません。

この禁止区域は、昭和 26 年の岐阜県漁業調整規則公布時から既に設定されており、当時は、アユやアマゴ等の種苗生産技術が確立しておらず、周年を通じて禁止区域としていた経緯があります。現在、当該漁場を管理する地元漁業協同組合では、アユやアマゴ等の種苗放流が盛んに行われ、行使規則、遊漁規則により、漁場の環境、利用実態に合わせた禁漁区域を設定するなど、積極的な漁場管理が実施されています。一方で、平成 11 年 9 月に岐阜県北部を襲った台風 16 号や平成 16 年 10 月の台風 23 号による災害により、河川が荒廃し、好漁場が減少したため、漁業振興、遊漁者増大を図るため、地元

古川町の瀬戸川ですが、昨秋に発生後、降雪時に池で越冬させ、瀬戸川へ戻す前に 15 尾検査した結果、陰性でした。現在 47 都道府県で発生は 44 府県、山口県、愛媛県、高知県が未発生です。こういった現状から当委員会では、安全の確認されたコイを放流するということにさせていただいております。

先月、コイ、フナの放流に関し県と県漁連の連名でアンケートを行いました。その結果、各漁協の意見は、「委員会の指示に従って対応すべき」がほとんどでした。「コイの放流は基本的には安全確認されたものでしたいけれど、KHV が完全に撲滅されるまで放流したくない」というものが 3 分の 1 ありました。

フナについては、現状ではコイ、フナを一緒に、あるいは年によって分けて放流していますが、フナのみを放流したいという漁協があります。

コイ、フナについて委員会指示を出さないと放流義務をはたされないことになりかねないので、事務局としてはコイは委員会指示を守っていただく、フナについては別途漁協に照会し、再度、次回委員会に諮りまして委員会指示を出していただきたいと思います。こうした方向でご審議いただきたいと思います。

会 長
事務局
(臼田)

只今、事務局から説明がありました。何かご質問などございませんか。
フナヘルペスというのがありますか。

事務局
(浅野)

金魚ヘルペスと云うのがあります。一時猛威を振るってコイと同じような症状が各地ででました。陰性の金魚であれば移動してもかまわないということが過去あったそうです。現在では、耐性を持つ金魚も多くなり、今では大きな問題にはなっていないということです。

琵琶湖、霞ヶ浦では 10 万尾近く死んでいます。今年になってからは全く出ていない。相模川、多摩川でも数千尾、1 万尾の単位で出ましたが、今年になってからは出ていない。と云うこともあってよく分かりません。こうした情報は全て本省へ提供していますが、免疫ができたのかどうかの判断もできません。漁協にも情報を流していますが、完全に菌が無くなったということでもありません。

桂川(※)委員
事務局
(臼田)
会 長

今、コイヘルペスウィルス病が見られない状況で、何故なんだという疑問がありますが、カワウ、カラス等の鳥類が運んできたという話があり不安です。ワクチンがある程度目途がついてきたという話があります。稚魚に与えるという方法になります。

委員会
委員長

ご質疑も尽きたようですので、只今から採決を行います。
お諮りします。協議事項第 1 号「コイ、フナの増殖指示数量の取扱について」は、事務局説明のとおりで異議ありませんか。

【「異議なし」の発言あり】

では、ご異議がないようですので協議事項第 1 号については、事務局説明のとおり決定します。

以上で、議案の審議は全て終了しましたが、せっかくの機会でありますので、「その他」何かご発言はありますか。

事務局
(後藤)

今後、委員会で検討を予定している外来魚対策の進め方について、本県及び全国の状況などを踏まえながら、報告させていただきます。

岐阜県では、オオクチバス、コクチバス、ブルーギルについては、在来魚を捕食し、水産資源の増殖を妨げるものであり、害魚として位置づけ、岐阜県漁業調整規則において、「移植」を禁止しています。しかし、釣り上げた魚を、その場で放流するキャッチアンドリリースは、「移植」に該当しません。当委員会における再放流禁止指示に関する検討は、平成 14 年度第 3 回委員会、平成 15 年度第 4 回委員会において、全国、県内における外来魚問題、他県委員会指示の状況等を踏まえ、検討しております。しかし、委員会指示の発動には、漁業問題としての指示の位置づけが必要であり、指示後の啓蒙・監視、持ち帰ることが出来ない場合の対応など、遊漁者と漁業協同組合の理解と支援が無くては、実効性のある指示とはならないため、再度、協議を行うこととなっています。しかし、今月 1 日付けで特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律が施行されました。この法律は、日本固有の生態系を守るためや、農業、人の生命や健康などに被害を及ぼすおそれのある外来種を主務大臣が「特定外来生物」に指定し、国の許可なく輸入や移動、飼育、栽培などを行うことを禁止する法律です。

詳細については、別紙に環境省のホームページを印刷したものを添付してありますが、特定外来生物として、哺乳類、爬虫類、魚類、昆虫、植物など 37

種類が指定され、魚類では、オオクチバス、コクチバス、ブルーギル、チャネルキャットフィッシュ（アメリカナマズ）の4魚種が指定されました。

指定された生物については、飼育や運搬などが原則禁止されますが、捕獲した生物をその場で放つキャッチアンドリリースは、禁止されていません。

現在、既に発動されている他県の委員会指示の内容は、採捕した河川・湖沼から生かしたままその水域から持ち出すことを禁止すること。そして、採捕した河川・湖沼に再び放つことを禁止することの2種類の規制です。

持ち出し禁止については、「特定外来生物法」でも同様に禁止されており、その罰則の内容は、非常に厳しいものとなっています。

しかし、委員会指示により再放流を禁止している県では、「特定外来生物法」の施行に伴い、再放流が可能になったという誤った情報が飛び交い、対応に苦慮した県もあると聞いています。

このように委員会指示により、再放流を禁止することは、本県では、遊漁者など広く県民の理解を得ておらず、また、実行性等の面での課題もありますが、特に、委員会指示等で再放流を禁止した場合、ブラックバスを釣り上げた遊漁者は、「特定外来生物法」によりその水域から持ち出せないため、その場で殺処分するほかはなく、逆に再放流を行う者が増加するのではという危惧もあります。

今後は、「特定外来生物法」による規制の実行性や他県の規制の実効性等についての情報を収集しながら、外来魚対策について検討していきたいと考えております。

私個人としては、この件については、早く対応しなくてはいけないと思う。実効性については、刑法という厳しい法律があっても、世の中ではなかなか守られていない。守られるか、守られないかという議論よりも、姿勢として、いけないことはいけないとして、やった方が良くと思う。

環境基本条例というものが、岐阜県にもあるので、そういったものの中で検討してもいいのではないかと。

以前、環境局と議論したこともあります。

ある意味では、自然環境保全の一部とも言える。他県の状況を眺めているというのも一つの方法かもしれないが、県内で被害があるというのは、客観的にみても事実であると思う。一度事務局で検討してみてください。

関係局や各漁業協同組合の考えも聞きながら、それと、釣り人の意見も色々ありますので、一度、フリーターキングの場を設けることなどを計画し、意見を集約して管理委員会で議論して頂きたいと考えております。

今回、国家的な観点から法律が出来たわけですから、それが、持ち込んではいけない、運搬してはいけない、飼育してはいけないのに、再放流はしてよいというのは何か歯抜けた感じがします。

カワウの問題と一緒に、環境局の方と連携して、やっていかなければならないと思います。

釣り人の意見を聞けば、反対する意見が絶対です。

おそらく、環境省がキャッチアンドリリースを禁止できなかったのは、ここにあると思います。

最初は、第一次指定を見送るということでしたが、環境大臣の一言で指定されたという経緯もあります。

岐阜県内では、既に調整規則で移植は禁止されていますが、3年間ほど、警備会社に委託して、密放流禁止パトロール車というステッカーを車に張って、県内をパトロールさせました。これで、かなり徹底できたいと思います。バス釣りは、釣って離すのが当たり前で、釣り上げる醍醐味を味わう釣りです。しかし、離せば、増えるわけで、このままでは、片手落ちの法律になってしまうのでは。

今年は、木曽川、長良川の下流域でバスを捕まえて、胃内容物の調査を実施する予定ですので、結果が出ましたら、報告させていただきます。

守られるか、守られないかを考えていては何もできない。やはり、やれるところから、やるという姿勢を見せることが大事だと思う。

関係者と協議しながら、前向きに検討していきたいと思っています。

何か、他にご意見はございませんでしょうか。その他のことでも結構ですが。アユの漁獲状況はどうでしょうか。

会長
事務局（白田）
会長
事務局（白田）
会長
川合委員
会長
事務局（浅野）
事務局（白田）
事務局（浅野）
会長
事務局（浅野）
会長
事務局（白田）
会長

事務局
(臼田)
会長

今年は、冷水病の発生も無いようですし、解禁した漁業協同組合の情報も収集していますが、非常に良い状況と聞いております。
それでは、他にご意見もありませんので、以上を持ちまして本日の会議を終わります。

平成17年6月14日

会長

議事録署名者

委員

委員